

1 複式簿記会計の適正な運用に向けた支援について

複式簿記会計の適正な運用をサポートします。

(1) 複式簿記会計導入の背景

平成 31 年 4 月に施行された改正土地改良法により、令和 4 年度から全ての土地改良区を対象に、既存の決算関係書類に加えて貸借対照表の作成・公表が義務化されました。

本会では、新会計基準に沿った、土地改良区の複式簿記会計の適正な運用をサポートしていきます。

(2) どんなサポートが受けられるの？

① 運用に関する相談、疑問・悩みについて一緒に考え、アドバイスします

- ・会計指導員の資格を有する土地連職員が会員土地改良区を訪問するなど、きめ細やかな支援を行います。
- ・本会が契約している税理士から指導、助言を受けることができます。
- ・土地改良施設の資産評価に関して、土地改良施設台帳の登録に必要な「維持管理計画書の整備（更新）」を支援します。

② 研修会を開催します

- ・適正な会計処理の知識を習得することを目的に、複式簿記会計に関する研修会を開催します。

2 会計指導員が行う指導監査について

会計指導員の資格を有する土地連職員が指導監査を行います。

(1) 員外監事の選任の背景

平成 31 年 4 月に施行された改正土地改良法により、令和 5 年度から全ての土地改良区において、員外監事の選任、若しくは、公認会計士（監査法人）、税理士（税理士法人）、会計指導の業務（指導監査）を行う都道府県土連のいずれかと契約を締結のうえ、会計処理に関しての指導を受けることが義務化されました。

(2) 都道府県土連が行う指導監査とはどのようなことを行うの？

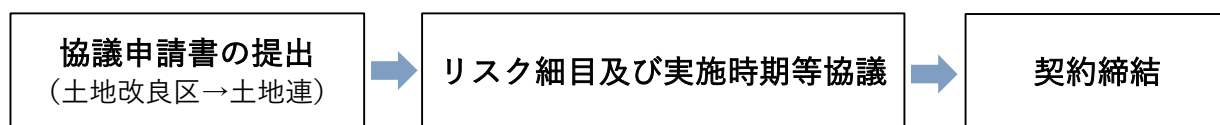
① 指導監査の内容

役職員の法令遵守や内部牽制体制の整備確保等の「指導監査のリスク細目」に焦点を当てた業務運営、会計指導などについて指導監査を行います。

② 指導監査の結果報告

指導監査の終了後、所見を土地改良区に対し報告します。

(3) 契約締結までの流れはどのようになっているの？



複式簿記会計及び指導監査について、お気軽にご相談ください。

【管理指導課：TEL 019-631-3202】